

【エクアドル経済:2014年12月】

1. エクアドル・欧州連合(EU)通商協定

(1)12日、エクアドル貿易省は、ブリュッセルを訪問したリバデネイラ貿易大臣とセシリア・マルストロム欧州委員会委員(通商担当)との通商協定に関する合意書(ACTA)の署名を以て、7月に原則合意したエクアドル・EU通商協定の法律的なチェックが終了した旨プレスリリースで公表した。なお、通商協定本文のスペイン語版および英語版は、貿易省のホームページより閲覧およびダウンロード可能。

<http://comercioexterior.gob.ec/paquete-de-cierre-de-la-negociacion-comercial-con-la-union-europea/>

これにより、エクアドルは先に合意されているEUとコロンビアおよびペルーとの通商協定および付属議定書に加盟することになった。

(2)同議定書には、エクアドルおよびEUによる通商協定の承認および発効へ向けた今後の手続きも含まれており、まず、エクアドル側の承認及びEU側での欧州理事会および欧州議会の承認による仮発効(VIGENCIA PROVISIONAL)を経て、EU加盟国28ヶ国の議会における承認による最終承認手続きにすすむことになる。

(3)今般、通商協定の法律的なチェックが終了したことを受け、欧州委員会通商総局および欧州理事会が、最終承認手続きへ向けてEU公式言語24カ国語への翻訳作業を開始する。

(4)また、(ブリュッセルを訪問していた)リバデネイラ貿易大臣とベタンクール首席交渉官は、(2014年末が期限となっている)特惠関税制度(GSP)に代わる(エクアドル向け)特惠制度の承認へ向けてEU当局の関係者や欧州議会議員との会談を重ねた。本制度は近く欧州議会へ送付され、近く採決される見通しである。リバデネイラ貿易大臣は、欧州議会が(エクアドルおよびEU)双方の通商関係に資するような決断をすることを信じていると述べた。

2. フルータ・デル・ノルテ金探掘プロジェクト

(1)17日、伝統的天然資源省において、キンロスゴールド社からルンディン社への本プロジェクト引き継ぎに係る署名式が行われた。ルンディン社によれば、2018年下半期に金探掘を開始する見通しである。

(2)ルンディン社は、当局からF/S実施期間として18ヶ月の期間を与えられ、2016年6月までに環境評価を実施した後、680万オンスの金の埋蔵が認められる鉱脈の開発契約について政府との交渉に入ることになる。同埋蔵量は現在の相場において70億米ドルに相当する。

(3)キンロス社は2億4千万ドルで同プロジェクトをルンディン社に譲渡したが、その

内、1%が権益移転税としてエクアドル当局に納められる。

3. 欧州議会によるエクアドル向け特別特惠関税制度の延長承認

(1) 17日、エクアドル貿易省は、欧州議会においてエクアドル向け特別特惠関税制度(GSP+)の延長が賛成523票、反対39票、棄権102票により承認されたとプレスリリースで発表した。

(2) リバデネイラ貿易大臣およびベタンクール首席交渉官は、ブリュッセルに滞在し欧州議会および欧州理事会幹部に対し、エクアドル産品がEU市場へ参入し続けることが可能になるよう票集めを働きかけていた。

(3) 18日、欧州理事会による欧州議会において特惠関税制度の延長が承認された旨の発表、その後、本件を記載した公報による公示を以て、2015年1月以降エクアドル産品が無関税でEU市場に参入することが可能になる。

4. コロンビア及びペルーに対する緊急輸入規制措置

(1) 20日、コリア大統領は、毎週土曜日に開催している住民との対話集会において、原油価格の下落等によりコロンビア及びペルーの通貨が米ドルに対して下落したことから、エクアドル政府が、コロンビア及びペルー産品に対する緊急輸入規制を準備していると明らかにした。

(2) コリア大統領は、コロンビア及びペルー産品に対し、両国の通貨が下落した割合の関税を課す、また、同措置による税収は、米ドルが上昇した影響を受けた当国輸出業者、特に、ルーブルの下落により大きな打撃を受けている生花輸出業者に対して利用されると述べた。

(3) 原油価格が下落した2009年7月にも為替緊急輸入制限措置として同様の措置が採られたことがある。

5. 最低賃金の改定

(1) 30日、エクアドル労働省は、2015年の最低賃金が、2014年の340ドルから4.11%増として354ドルとなった旨のプレスリリースを発表した。

6. 電子通貨の導入

(1) 23日、エクアドル中央銀行は、電子通貨決済システムの導入を公式発表し、24日正午より、エクアドル国民は、携帯電話を用いて、電子通貨専用口座を開くことができるようになった。

(2) マテオ・ビジャルバ中央銀行総裁によれば、電子通貨決済システムの導入は3つのフェーズからなっており、第1フェーズは2015年2月中旬までに利用者が電子通貨用の口座を中銀に開き、同システム利用のためのパスワード設定を行うというもの

で、第2フェーズは、2月後半以降に仮想口座を持つ利用者がチャージ、電子送金、商店での支払い、振替などの取引を行えるようになるというものである。第3フェーズは、2015年下半期に、公共料金や税金支払いや為替などの用途を導入するというものである。

(3)中銀は、2015年に少なくとも50万人が同システムの利用を開始して、同システムの利用額は約1,000万ドルに達すると予想している。